

第一かわら版

●発行●
福岡第一法律事務所
 福岡市中央区大名2-10-29
 福岡ようきビル2階
 TEL: 092-721-1211
 URL: http://www.f-daiichi.jp
 編集責任者: 広報委員会

法律相談
 月～金 AM9:30～PM 5:00
 土 AM9:30～PM12:00
 (日曜・祝日はお休みです)
 電話でご予約下さい TEL 092-721-1211



初春

今年もよろしく
お願ひします

朝靄のタージマハル / 撮影: 上村 保

ごあんない
福岡第一法律事務所
09 新春のつどい
 日時 2009年1月22日(木)
 午後6時00分 開場 / 午後6時30分 開会
 場所 アークホテル博多ロイヤル
 (中央区天神 3-7-22)
 会費 3,000円

福岡第一法律事務所

弁 護 士	小 島	肇
弁 護 士	山 本	一 行
弁 護 士	梶 原	恒 夫
弁 護 士	深 堀	美 寿
弁 護 士	井 下	顕 志
弁 護 士	中 山	篤 典
弁 護 士	近 藤	恭 子
弁 護 士	榮	京 子
弁 護 士	利 毛	倫 子
弁 護 士	城 戸	美 保
弁 護 士	光 永	享 央
弁 護 士	星 野	圭 夫
事 務 局 長	上 村	保 同
事 務 局 員		一

昨年秋以来の世界同時不況は、底なしの感を見せています。じわじわと私たちの生活にも影響が及んでいます。事務所にも、商売や生活ができなくなったことによる負債の相談がたくさん来られます。不況のしわ寄せを受けた労働者の相談もたくさん来ています。

そういう中ですが、このかわら版でも紹介しているように、労働事件は労働審判制度の利用により取り組みやすくなっています。過労死やじん肺事件など労災職業病の分野でも前進があります。肝炎訴訟や生活保護訴訟などでも成果をあげ、またあげつつあります。

私たちの事務所も12月に新人の弁護士を迎えました。これまでもそうですが、新しい人が入ってくるたびに、みな元気が出て、所内が活性化します。今後も、よりいっそう旺盛に様々な問題に取り組んでいきたいと思っております。

ごあいさつ

弁護士 山本 一行

活動日誌「事件報告」



過労死・過労自殺問題に取り組む意味

弁護士 梶原 恒夫

脳・心臓疾患などによる過労死が問題となり労働認定申請などの取組みが全国的になされるようになってから、およそ20年以上が経過しました。また、この10年ほど前からは過労自殺事件への取組みも始まりました。そして、遺族や弁護団の活動およびそれを支援する人々の広がりの中で、労働認定される事案も増えてきました。私たちの事務所が取り組んだ事件でも多くの認定が出ています。

ところが過労死・過労自殺は一向になくならず、むしろ労働者を取り巻く状況は更に厳しさを増している観さえあります。このような中で過労死・過労自殺問題に取り組む意味は何か。事後的な個別救済に終わってしまっていないか。そのような疑問を感じることもあります。しかし、一つひとつの事件において、被災者がどのような労働実態に置かれていたのかを客観的事実に基づいて解明し、そのような働き方を許容する今日の日本社会の問題点を明らかにしていく取組みは、やはり欠かすことはできないと考えます。実際、こうして得られた貴重な教訓は、この間進められてきている人間らしくはたらくための様々な取組みの中でも大いに活かされているところです。私たち弁護士としてもこの問題に更に寄り添って行きたいと考えています。

北九州市での二つの生活保護裁判

弁護士 深堀 寿美

今、福岡地裁で北九州市の保護行政の是非を問う裁判を二つ、進めています。

一つは、病気で車椅子での移動しかできない妻、心臓病を患う夫らが、昔から持っている、売却すれば逆に費用が係るポンコツ自動車を「処分しろ、処分しないと、保護費を止める」と指導され、7ヶ月

もの間、保護費の支給を受けられなかったことのは非を問う裁判です(門司福祉事務所事件)。もう一つは、福祉事務所が保護世帯を挑発し、故意に保護世帯が福祉事務所に反発するようにし向けておいて、福祉事務所からの連絡を拒否した世帯に対し「適正手続を受ける権利を放棄した」と行政が採るべき手続を保障せず保護費を止め、その後、この厳しい労働市場の中で、まともな働き口さえ見つかるのが困難な、引きこもりの16歳の子やその子を抱えた母親に、「働け。働かないと保護を廃止する」として、この子や母親のみならず、中学在学中の子も含めてみんなの保護を廃止してしまっただことのは非を問う裁判です(八幡西福祉事務所事件)。

門司福祉事務所事件では、自動車さえあれば心臓病や歩行障害があっても、